

函館市小学校長会で「目安とする危機対応例」

	校長としてのリーダーシップや関与 (危機管理に関わる学校としての取組-令和 6、7年度-)	校長としての教職員の危機管理の意識を高める取組 (教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり-令和 7、8 年度-)
1 生徒指導 提要活用	令和4年度改定の文部科学省 生徒指導提要の趣旨や留意点を日常の生徒指導に反映させ、全教職員が子どもの発達を支える生徒指導を適切にできるように校長として以下のような取組を進めることが大切である。 ① 生徒指導提要の読み合わせなどの研修の実施 ② 生徒指導提要の要点をまとめた資料の作成と配布 ③ いじめ、自殺、不登校などの事例研修の実施とそれに関わるマニュアルの見直し ④ 「自己存在感」「共感的な人間関係」自己決定の場」「安全・安心な風土」等の学校経営方針への位置付け、学校だよりの記載、全体懇談会での保護者への説明	令和4年度改定の文部科学省 生徒指導提要の趣旨や留意点を基に校長として教職員の危機管理意識を高め、対応できるように自校の実態に応じて具体的取組を進めることが大切である。 ① 研修部が、自校の実態を基に発達支持的な生徒指導を生かした学習指導についての課題を明確にするとともに、生徒指導提要を活用し、今後の取組を改善するためのグループワークを位置付けた校内研修を計画する。 ② 生徒指導部が、自校の実態を基にいじめ対応の改善方法について日常の取組を交流し、生徒指導提要に基づき共通して取り組んでいくことを全教職員に周知徹底する。 ③ 研修部が、実態に即したものとなるよう自校マニュアルを見直すとともに、教頭・生徒指導部が示した「いじめ、自殺、不登校など」の事例を基にマニュアルの理解を図るための校内研修を計画する。 ④ 学級担任が、「居心地の良い」学級づくりに向けた具体的取組を生徒指導提要を活用して学級経営案に明記する。また、学習・生徒場面において、児童の「自己決定の場」を計画的に位置付ける。 ④ 全教職員が、各種お便りや懇談会を通して、地域保護者へ生徒指導提要に示された「自己存在感」「共感的な人間関係」「自己決定の場」「安全・安心な風土」等の具体的取組を発信するとともに地域公開参観日の授業で公開する。
2 いじめ 防止 基本 方針	北海道いじめ防止基本方針を受けて、「いじめ見逃し0」を実現し、早期発見・早期対応・再発防止を迅速に行うために校長として以下のような取組を進めることが大事である。 ① 職員が「いじめ防止基本方針」を熟知するための研修を年度当初に実施 ② 保護者及び地域の方への「いじめ防止基本方針」の発信 ③ 全教職員によるいじめに関わる情報共有を定期的に実施 ④ 全児童を対象とした教育相談の定期的な開催 ⑤ スクールカウンセラーによる全児童との面談の実施 ⑥ 発達段階に応じた「SOS の出し方」に関する特設授業等実施	北海道いじめ防止基本方針を受けて、「いじめ見逃し0」を実現し、早期発見・早期対応・再発防止を主体的に行い、対応できるように校長として教職員の危機意識を高める取組を進めることが大切である。 ① 生徒指導部が、「いじめ防止基本方針」に関わる教職員向けの研修を4月に行う。 ② 担当教諭が、学校のホームページに「いじめ防止基本方針」をのせるとともに、4月の保護者の全体懇談の中で周知し、理解につなげる。 ③ 担任が、いじめの早期発見・早期対応のために行ったいじめの把握のアンケートを基に、「嫌な思いをしたことがある」「今も嫌な思いをしている」と回答した児童および相手となる児童から状況を聞き取り、指導するとともに、状況を管理職へ報告する。「友だちが嫌な思いをしているのを見たり聞いたりしたことがある」と回答した児童にも同じように聞き取り及び指導し報告する。いじめ対策委員会が、いじめに関わる対応を行うために定義に基づいていじめの認知を行う。 ③ いじめ対策委員会を定期的に行い、担任がいじめの早期発見・早期対応・再発防止のために児童の状況を報告し、教職員全員で確認する。 ④ 担任が、7月と12月に児童に教育相談を行い、いじめにつながる案件については、いじめ対策委員会でいじめ認知の協議を行う。 ⑤ スクールカウンセラーが全児童との面談を行い、いじめの未然防止に担任と連携して取り組むとともにいじめ案件があった場合は、いじめ対策委員会に報告し、検討する。 ⑥ スクールカウンセラーが、児童にとって嫌なことがあったときの対応について「SOS の出し方」に関わる授業を行う。 ⑥ 養護教諭・担任が、いじめの早期発見のために心の状況がマイナスに向いている（イライラ、しくしく等）場合が3日以上続いている場合には、児童への聞き取りを行う。 ⑥ 毎日の健康観察に心の健康に関するチェック項目を設け、養護教諭・担任が聞き取りを行う。
3 不登校 児童の 居場所	不登校児童の将来的な社会自立の基礎を培うため、関係機関と連携した居場所づくりと学習支援、個別的教育相談等を行うため、校長として以下のような取組を進めることが大切である。 ① スクールソーシャルワーカーを活用した外部機関（「心の相談員」「医師」など）との情報共有 ② スクールカウンセラーの活用機会の拡充（児童、保護者、教職員） ③ 函館市サポートベースの活用方法の周知 ④ 不登校コーディネーターの配置と運用（定期的な情報共有） ⑤ 校内サポートルームの設置と運用（ルールづくりと環境整備）	不登校児童の将来的な社会自立の基礎を培うため、関係機関と連携した居場所づくりと学習支援、個別的教育相談等を行い、対応できるように、校長として教職員の危機意識を高める取組を進めることが大切である。 ① 児童生徒理解に関わる教職員の専門性の向上のために年間の研修計画にスクールカウンセラーによる研修を位置付ける。 ② 生徒指導部等が、連絡デジタルツールを活用して、スクールカウンセラーの来校日を周知し、効果的な活用を行う。 ③ 不登校コーディネーターが、不登校児童への組織的対応のために校内のサポート体制を構築し、進捗状況を校長に報告する。 ③ 不登校コーディネーターが、4月の保護者の全体懇談で不登校児童の居場所づくりの取組を説明し、函館市のサポートベースの活用方法をお知らせする。 ④ 不登校コーディネーターが、不登校児童に関わる教職員との情報共有を行うために校内サポートルームの活用状況を定期的に発信する。 ④ 不登校コーディネーターが、教職員との情報共有のために不登校に関わる取組事例の収集・整理および共有フォルダへの収納をする。 ④ 管理職および不登校コーディネーターが、当該児童の来館時における学習活動の保障や出席日としての取扱いについて検討するために近隣児童館と連携する。 ④ 管理職および不登校コーディネーターが、保護者の不安感の軽減や適切な支援の方法について理解を図るために、近隣校と連携し、保護者を対象とした不登校経験者による講演会やグループワークを行う。 ④ 教職員が、自校の取組の改善を行うために、近隣の不登校コーディネーターを対象としたオンライン会議に参加し、サポートルームの運用に係る情報共有を行う。 ⑤ 不登校コーディネーターを中心に、不登校児童への組織的対応のためにサポートルームの設置、運用方法に係る案を作成し、運用を開始する。 ⑤ 児童が、不登校の早期発見のために1人1台端末を活用した心や体調の変化に関わるアンケートを毎日の朝の会等で行う。

4 危機管理マニュアル	あらゆる事態を想定した危機管理マニュアルに基づく危機対応を行い、児童の安全を確保することができるよう、校長として以下のような取組をすることが大切である。 ① 近隣校の危機管理マニュアルとの比較・検証 ② 災害の種類(地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山災害等)及び学校の立地(浸水想定区域・土砂災害警戒区域・津波災害警戒区域等)に応じた危機管理マニュアルの見直し ③ 事故情報や学校の取組状況等、データを活用したマニュアルの可視化 ④ 危機管理マニュアルの策定・見直しの際の外部有識者の関与 ⑤ 事故、災害発生後の教育活動の継続に関する内容の記載 ⑥ 関係機関との共有(マニュアルの配布)	あらゆる事態を想定した危機管理マニュアルに基づく危機対応を行い、児童の安全を確保することができるよう、校長として教職員の危機意識を高める取組を進めることが大切である。 ① 担当教諭が、全教職員の共通理解を図るために危機管理マニュアルの読み合わせや、近隣校の危機管理マニュアルとの比較を校内研修で行う。 ② 全教職員が、学校の立地等の条件を踏まえ、災害の種類に応じた適切な対応を行うために、学年末や学年始において定期的に、訓練等の検証結果や国内外の事案を基にして随時、危機管理マニュアルの見直しを図る。 ③ 全教職員がいつでも危機管理マニュアルを確認できるよう Google ドライブなどに保管するとともに、事案発生時に即座に対応するやめに危機管理マニュアルを職員室や廊下・各教室等に配置する。 ④ 担当教諭が、全教職員で危機管理マニュアルの検証・見直しを行うために、喫緊で発生した国内外の事案を基に外部有識者を招聘したケーススタディや学習会等の校内研修を行う。 ⑤ 担当教諭が、事案が発生した場合の発生後の教育活動の継続のために危機管理マニュアルに事項を明確に記す。 ⑥ 担当教諭が、町内会等の地域との合同による防災計画を策定して、合同の防災訓練を実施するとともに、学校の危機管理マニュアルの検証に参画していただく。 ⑥ 学年・学級懇談等で各担任が、事案発生時に、地域や関係機関と連携して即座に対応できるように、危機管理マニュアルについて説明・配付して共有する。
5 危機管理意識高揚	あらゆる事態を想定し、全教職員が未然防止の手立てを講ずるとともに、事案発覚の際には的確に判断をして対応できるように、校長として以下のような取組を進めることが大切である。 ① 学校の立地条件に応じた避難・防犯訓練の見直し ② 関係機関や専門家のアドバイスを受ける研修機会の設定 ③ 危機管理に関する指導資料の作成と配布 ④ 校内の危機管理コーディネーターや担当職員、外部関係機関との連絡会議を開催 ⑤ 国内の事案に基づくシミュレーションをグループで行う研修の実施 ⑥ 児童が危機を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実	あらゆる事態を想定し、全教職員が未然防止の手立てを講ずるとともに、事案発覚の際には的確に判断をして対応できるように、校長として教職員の危機意識を高める取組を進めることが大切である。 ① 担当教諭が、安全教育の充実のために「教職員による避難訓練」を計画・実施・評価し、児童へ指導する際の視点（危機予測、危機回避等）を明らかにする。 ② 担当教諭が、教職員の危機対応能力の向上を図るために、避難訓練や不審者対応訓練、交通安全教室などの際に、専門的な知識を有する講師による講話や演習を企画する。 ③ 担当教諭が、教職員の児童の問題行動の未然防止や早期対応の力を高め危機管理意識の高揚を図るため、休み時間の児童の様子や学校施設の状況をグループごと輪番で確認させて、判明した特筆すべき事項を C4th で周知する。 ④ 教務担当が、学年に応じた防災教育や安全教育を社会科や総合的な学習の時間に位置付け、関係機関や専門家と連携を図る。 ④ 危機管理担当教諭を指名し、外部関係機関と連携して、これまで自校で発生した各事案に対して協議し、今後の対応改善方策をマニュアルに位置付ける。 ⑤ 担当分掌が、教職員の危機管理意識や危機対応能力の向上を図るために研修の年間計画に「危機管理に関する研修」を位置づけ、国内で発生した様々な事案を基に、自校の立地条件や地域の実態を加味したシミュレーション研修を行う。 ⑥ 担任が、児童、保護者、教職員の危機管理意識を高めるために、学習参観の際に、保護者と児童生徒が合同で地域安全マップを見直す機会を設定させ、マップの改善に結び付ける。 ⑥ 担任が、小学校第4学年の社会科「自然災害に備える町づくり」の単元で、地域ぐるみの危機管理意識を高めるために、町会の防災担当者や児童が地域の地図を元に安全な生活についてグループワークを行い、校区安全マップに反映させる学習を行う。
6 関係機関との連携	より効果的・効率的に危機対応に当たることができるように、校長として以下のような取組を進めることが大切である。 ① 専門家や関係機関職員を招聘した研修機会の設定 ② 保護者や町会、近隣校と連動した各種訓練の実施 ③ 緊急時の情報共有体制(メール等)の整備 ④ 防犯マップの作成と地域・関係機関との共有(防災マップの配布) ⑤ 学校運営協議会を中心とした未然防止の取組の実施(登下校時の見守り等)	より効果的・効率的に危機対応に当たるため、関係機関や専門家、保護者や地域住民と連携した対応ができるように、校長として教職員の危機意識を高める取組を進めることが大切である。 ① 担当教諭が、教職員の危機管理に関する連携意識を高めるために警察など関係機関から外部講師を招聘し、研修を実施する。 ② 担当教諭が、地域の幼児施設などと連携し、地震・津波を想定して一緒に避難する合同避難訓練を計画・実施する。 ③ 担任が町会館などの危険を感じたときに逃げ込める場所やその活用方法を指導する。 ④ 担任や担当教諭が、地域と連携して防災意識を高めるために、保護者や地域住民などからの意見を聴取し、防犯マップや安全マップの見直しを実施する。 ④ 教職員が、地域の危機管理意識を高めるために防犯マップや安全マップを基に、校区内を巡視し、危険箇所を確認するとともに、各家庭に対して、通学路の安全確認を依頼する。 ④ 担当教諭が、警察など関係機関に協力を依頼し、災害図上訓練 DIG や地域探索と防災マップづくりなどの防災教室を実施する。 ⑤ 学校運営協議会が、地域の登下校の危機管理意識の向上のために、学校支援ボランティアの在り方を協議し、保護者や地域住民による児童の下校指導や登下校の見守り活動への協力を依頼する。